

## 参考資料3-4

### 平成17年度版国民年金「総合パンフレット」の作成について

#### 1. 意義・目的

年金制度の安定的な運営を図るために、国民が年金制度に抱いている漠然とした不信感を払拭し、年金制度に対する信頼を醸成することが急務となっている。このため、統一的な広報素材を作成して、より効果的・効率的な広報を行うこととしており、平成17年度においては、

- ① 国民年金の実力、安心、お得などの訴求ポイントを解説した「総合パンフレット（国民年金って実は・・・）」
  - ② 被保険者の個々の関心事項に適確に応えられる「目的別チラシ」（数種類）
- を作成して、年金制度を理解していただくための取り組みを推進することとしている。

#### 2. 「総合パンフレット」等の作成状況

平成17年11月にパイロット版を作成して各社会保険事務所等に配布

 各社会保険事務所等からの意見を集約（お客様の声等を反映）

平成18年1月末に平成17年度版を作成して各社会保険事務所等へ配布し、全国展開を実施

 さらに各社会保険事務所等から意見集約（お客様の声等を反映）

平成18年6月末に平成18年度版を作成

#### 3. 今後の広報の取り組み

統一的な広報素材として作成した「総合パンフレット」を基として

- ① 年金制度を分かりやすく解説した「年金ネット番組」を社会保険庁ホームページから配信（平成18年4月）
  - ② 社会保険庁ホームページに「キッズページ」を作成（平成18年度）
  - ③ 全国統一で使用する「年金被保険者のしおり」を作成して、年金手帳に同封することを検討（平成19年度）
- 等の取組を行うこととしている。

# 知っていますか？

## 「国民年金」って、

### 実は…



納めた額以上に

受け取れます。



老後も、万一のときも

サポートします。



コンビニ、インターネット

からでも納付できます。



保険料をまとめて支払う

と割引があります。

国民年金は、あなたとみんなの未来をつなぐ大切なもの(資本主義)です。  
支え合って、将来にもっと確かな安心を。

**厚生労働省・社会保険庁**

# これが国民年金のメリットです

## メリット1 老後をずっと支える終身の年金

日本人の平均寿命は、医療技術の進歩等によって、今後もさらに延びることが予想され、老後の生活費の不安が大きくなります。

国民年金は、生きている限り年金が受け取れる一生涯の保障です。

## メリット2 不測の事態に備える保険としての年金

国民年金は老後だけでなく、加入者が事故や病気で障害が残った場合は「障害基礎年金」が支給され、死亡した時は、その遺族に「遺族基礎年金」が支給されます。



公的年金制度の障害・遺族年金は日本の人口の20人に1人が受給

## メリット3 納めた保険料分は税金の負担が軽減

納めた保険料は「社会保険料控除」として全額控除の対象となり、税金が安くなります。



税金軽減額(税率10%の方の場合)



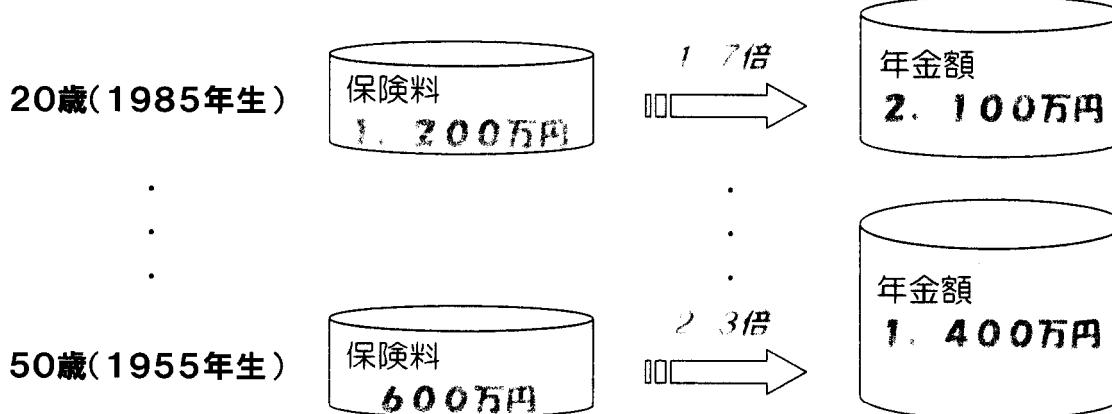
確定申告で戻る額  
16,184円

- ※ 被保険者（ご本人）の代わりに納付義務者（配偶者・世帯主）が納付した場合は、納付義務者が社会保険料控除を受けられます。
- ※ 平成17年分の申告から、国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合には、申告書の提出の際に「社会保険料控除証明書」や領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付等が義務付けられました。

## メリット4 生涯の年金額は保険料の1.7倍以上

国民年金の老齢基礎年金は、1/3（将来は1/2）が国庫負担（税金）で賄われていることにより、払った保険料を上回る給付を受けられる計算となっています。厚生労働省の試算では、今年20歳になった人でも、納めた保険料の1.7倍以上となります。

### 給付と負担（保険料と年金のスライドを考慮して計算したもの）



(注1) 保険料は20歳から60歳までの40年間納付するものと仮定。

(注2) 年金額は、20歳の方は65歳から87歳まで、50歳の方は65歳から85歳まで受給するものとして計算。（60歳からの平均余命…20歳の方：27年、50歳の方：25年）

(注3) 保険料及び年金額は、納めた保険料の総額と65歳以降に給付される年金の総額を賃金上昇率を用いて各世代が65歳になった時点の金額として算出し、その金額を物価上昇率で割り引いて現在価値（平成16年度）に置き換えたもの。

（経済前提（2009年～）：賃金上昇率2.1%、物価上昇率1.0%）

## メリット5 国民年金は経済の変動にも負けません

賃金や物価の変動にあわせて、年金を支える力と給付のバランスをとる仕組みにより年金額が改定されるため、年金に加入（20歳）してから年金を受給（65歳）するまでの間、経済社会が大きく変動したとしても、年金の価値が保障されるのです。

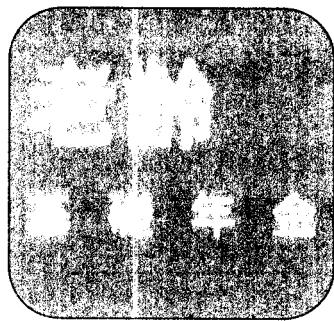
### 老齢基礎年金額 1986年4月（昭和61年度）→ 2009年4月（平成17年度）

このように国民年金は有利で  
魅力的な制度です！

## 3つの基礎年金があなたの一生をサポートします

### ★ 老後に備えます

65歳から一生涯老齢基礎年金が支給されます。（終身保障）



平成17年度年金額 794,500円（満額）

- 20歳から60歳になるまでの40年間（480月）の全期間保険料を納めた方は、65歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。
- 保険料を全額免除された期間の年金額は1/3（将来は1/2）になりますが、保険料の未納期間は年金の対象期間になりません。
- 会社員や公務員（厚生年金や共済組合に加入）だった方には老齢厚生年金や退職共済年金が上乗せされて支給されます。

※ 老齢基礎年金を受けるためには保険料を納めた期間と保険料を免除された期間が最低25年間（300ヶ月）あることが必要です。

※ 老齢基礎年金の計算式は次のとおりです

794,500円・（保険料納付月数+保険料全額免除月数・3分の1+保険料半額免除月数・3分の2）÷加入可能年数・12

※ なお、月額400円の付加保険料を納付すると、老齢基礎年金と併せて付加年金が支給される制度（付加年金額：200円×納付月数）もあります

### ★ 不測の事態に備えます

病気やケガで障害を負われて働けなくなったときには障害基礎年金が、また、万一ご本人が亡くなったときは、残された妻や子に遺族基礎年金が支給されます。

また、会社員や公務員であるときの障害や死亡の場合には、厚生年金や共済年金やからも、基礎年金に上乗せされて年金が支給されます。

### 障害 基礎年金

平成17年度年金額（定額） 993,100円（1級）  
794,500円（2級）

- 国民年金加入中の病気やケガで障害等級表（1級・2級）による障害の状態にある間は障害基礎年金が支給されます。

（注）子の人数によって加算（1人につき：228,600円、  
3人目以降：76,200円）があります。

平成17年度年金額 1,023,100円（妻）

（基本額（定額）：794,500円 + 子1人の加算額：228,600円）

- 国民年金の加入者が亡くなったとき、その方によって生計を維持されていた「子のある妻」又は「子」に支給されます。

（注1）子は18歳到達年度の末日まで、又は障害がある場合は20歳まで支給されます。

（注2）妻に支給される場合は、子の人数によって加算があります。

※ 障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるためには、障害や死亡といった事故が発生するまでの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付又は免除されていること、もしくは初診日又は死亡された日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納がないことが必要です

日本国内に居住している20歳から60歳まで全ての方は、公的年金に加入することとなっています

国民年金はすべての公的年金の基礎となるものです。日本国内にお住まいの20歳から60歳までの方は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。

加入者は職業などによって3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が違います。結婚や就職、転職などで加入するグループが変わったときは、2週間以内に手続きをする必要があります。

	どんな人が？	加入の届出は？	保険料の納付は？
第1号	無職・自営業者等	ご自身で市区町村役場へ届出	ご自身で納付
第2号	会社員・公務員等	勤務先が届出	勤務先で納付
第3号	専業主婦等	配偶者（第2号）の勤務先が届出	なし（配偶者の制度が負担）

### 【例えば】 太郎さん、花子さんご夫婦が20歳から60歳まで加入する年金は？

- 太郎さん：〔20歳に到達〕 学生なので国民年金（第1号被保険者）に加入  
 〔22歳で就職〕 会社員になり厚生年金（第2号被保険者）に加入  
 〔45歳で転職のため退職〕 次の会社に就職するまでは国民年金（第1号被保険者）に加入  
 〔58歳で退職〕 退職後も60歳までは国民年金（第1号被保険者）に加入
- 花子さん：〔20歳に到達〕 20歳到達時はすでに会社員で厚生年金（第2号被保険者）に加入  
 〔29歳で結婚・退職〕 夫に扶養されている間は国民年金（第3号被保険者）に加入  
 〔45歳で夫が退職〕 国民年金の第1号被保険者に変更  
 〔夫が再就職〕 国民年金の第3号被保険者に変更  
 〔夫が58歳で退職〕 60歳までは国民年金（第1号被保険者）に加入

20歳 22歳（就職）		45歳（転職）		58歳（退職）	60歳
太郎さん (夫)	学生	会社員	無職	会社員	無職
	第1号 (国民年金)	第2号 (厚生年金)	第1号 (国民年金)	第2号 (厚生年金)	第1号 (国民年金)
	20歳	29歳（結婚）			60歳
花子さん (妻)		専業主婦			
	会社員	第3号 (国民年金)	第1号 (国民年金)	第3号 (国民年金)	第1号 (国民年金)
	第2号 (厚生年金)				

- ◎ 第1号、第2号、第3号の被保険者期間（保険料納付済期間及び保険料免除期間）を合計して25年で老齢基礎年金の受給資格ができます。また、保険料納付済期間が40年（20歳～60歳）で満額の老齢基礎年金を受け取ることができます。

- ◎ 国民年金は、20歳から60歳まで加入が義務付けられていますが、希望すれば65歳までの間、任意加入ができます。

60歳までに25年の受給資格期間を満たしておらず老齢基礎年金の受給資格がない方は任意加入により、受給資格を得ることができる場合があり、また、40年（480月）の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受けとれない場合は、受給額を満額もしくは満額に近づけることもできますので、お気軽に最寄りの社会保険事務所またはお住まいの市区町村役場の国民年金担当窓口にお問い合わせください。

## 国 民 年 金 の 保 険 料

国民年金第1号被保険者の月々の保険料は13,580円（平成17年度）です。また、保険料を前払い（前納）すると保険料がお安くなります。口座振替はさらに保険料が安くなります。



納付方法	1ヶ月分（※1）	6ヶ月分（※2）	1年分（※3）
現金支払（月々）	13,580円	81,480円	162,960円
現金支払（前納） 【割引額】		80,820円 <b>660円お得</b>	160,070円 <b>2,890円お得</b>
口座振替（前納） 【割引額】	13,540円 <b>40円お得</b>	80,550円 <b>930円お得</b>	159,540円 <b>3,420円お得</b>

※1 口座振替には1ヶ月の前納制度があります。通常の振替日は翌月末ですが、当月末の振替にすると、月々の保険料が40円お安くなります。

※2 6ヶ月分の前納は、4月分から9月分までの保険料を当年4月末までに納め、10月分から翌年3月分までの保険料を当年10月末までに納めます。（口座振替の場合は、それぞれ4月末または10月末に振り替えます。）

※3 1年分の前納は、4月分から翌年3月分までの保険料を当年4月末までに納めます。（口座振替の場合は、4月末に振り替えます。）

（注1）月末が休日の場合は、翌営業日が振替日又は納付期限となります。

（注2）6ヶ月、1年以外でも、現金によりご希望月から翌年3月までの前納も可能です。

## 国 民 年 金 保 険 料 の 納 め 方

国民年金の保険料は以下の方法で納められます。

金融機関・郵便局・コンビニ  
窓口で納める（※1参照）

口座振替で納める  
(※2参照)

インターネットや携帯  
電話で納める（※3参照）

※1 保険料は事前にお届けする納付書で納めます。社会保険事務所の窓口でも納付できます。なお、お手元に納付書がないときには、社会保険事務所までお電話ください。

※2 口座振替をご利用される方は、お近くの社会保険事務所または金融機関の窓口で手続きをお願いします。（郵送による手続きもお受けしますので、社会保険事務所にお問い合わせください。）

※3 インターネット等をご利用しての納付方法については「社会保険庁ホームページ（<http://www.sia.go.jp>）」でご案内しております。

保険料を納めることが難しい方は?

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請手続きによって保険料の納付が免除または猶予される制度があり、次の3種類があります。

#### ① 免税(金税·银税)申请

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に申請手続することにより、保険料の納付が全額または半額免除されます。（遺族者、義理・乳水親等の被扶養者の方には通常に連絡取扱いが不要な場合があります。）

◎ 若年書簡付贈予中情

30歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

学生综合素质评价

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

●免除の対象となる所得のめやす		(平成17年度)
世帯構成	全額免除	半額免除
4人世帯(夫婦、子2人)	162万円	282万円
2人世帯(夫婦のみ)	92万円	195万円
単身世帯	57万円	141万円

※「4人世帯」、「2人世帯」は、夫か妻のどちらかのみに所得がある世帯の場合です。

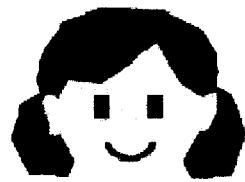
\*若年者納付猶予は全額免除と同基準、学生納付特例は半額免除と同基準となります。

- ★ ①～③の期間は老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格をみる場合に必要な期間に算入されます。
  - ★ ①の期間に対する老齢基礎年金の金額は、全額納付した場合と比較して、全額免除が3分の1、半額免除は半額の保険料を納めた場合に3分の2（納めなかった場合は年金額には算入されません。）となります。全額免除については免除を受けていれば、税財源によって将来受け取る年金額を増やすことができます。
  - ★ ②、③の期間については、受給資格の必要な期間には算入されますが、老齢基礎年金の額には算入されません。  
  - ★ 将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、①～③の期間について10年以内であれば、さかのぼって保険料を納める（追納）ことができます。ただし、3年目以降は、加算金がつきますので、早めに追納したほうがお得です。

保険料を未納のまま放置するに、将来の老齢基礎年金を受け取ることができないなくなります。いざというときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。必ず保険料を納めるか、納めることができない方は(1)~(3)の申請をしちゃう。

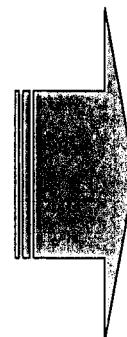
※ 申請は、お住まいの市区町村役場の国民年金担当窓口・社会保険事務所でお受けいたします。

## 年金の意義とは？



産業構造の変化、都市化、核家族化。

- 核家族化が進み、私的扶養が減少する中でも、  
高齢者の自立した生活を社会全体で支援



### 家庭内扶養から社会的扶養へ

かつての日本では、祖父母、父母、子供たちが一緒に暮らし、その中で家族が高齢者を扶養すること（＝私的扶養）が一般的でした。しかし、核家族化が進み、兄弟姉妹が少なくなっている現在、老後の生活を自分の子供に頼ることが難しくなっています。

国民年金などの公的年金は、老後の生活を安心して送れるよう、社会全体で高齢者の生活を支え、ご自身が高齢者になったときには次の世代に支えてもらう、いわば仕送りのような仕組み（＝社会的扶養）が必要であるという考え方のもとで形成されてきた制度です。

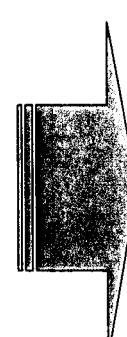
すなわち、親の世代の年金を支える保険料を納付する義務を果たした程度に応じ、将来、子供の世代に支えてもらえるという世代間扶養の仕組みです。

## 年金の役割って？



高齢期の生活の基本を支える

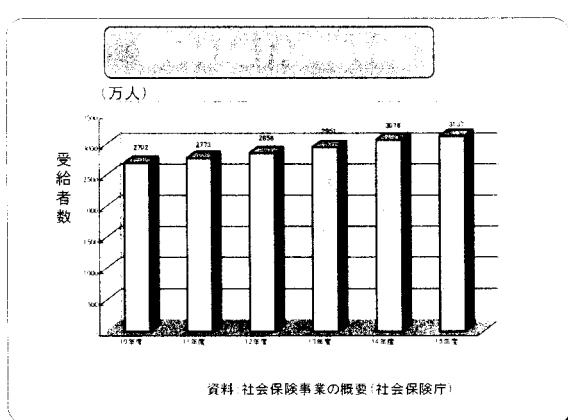
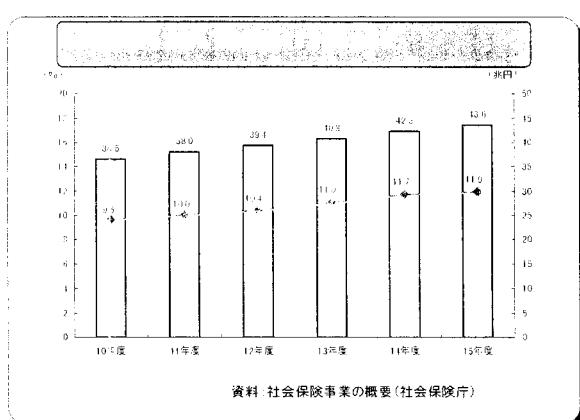
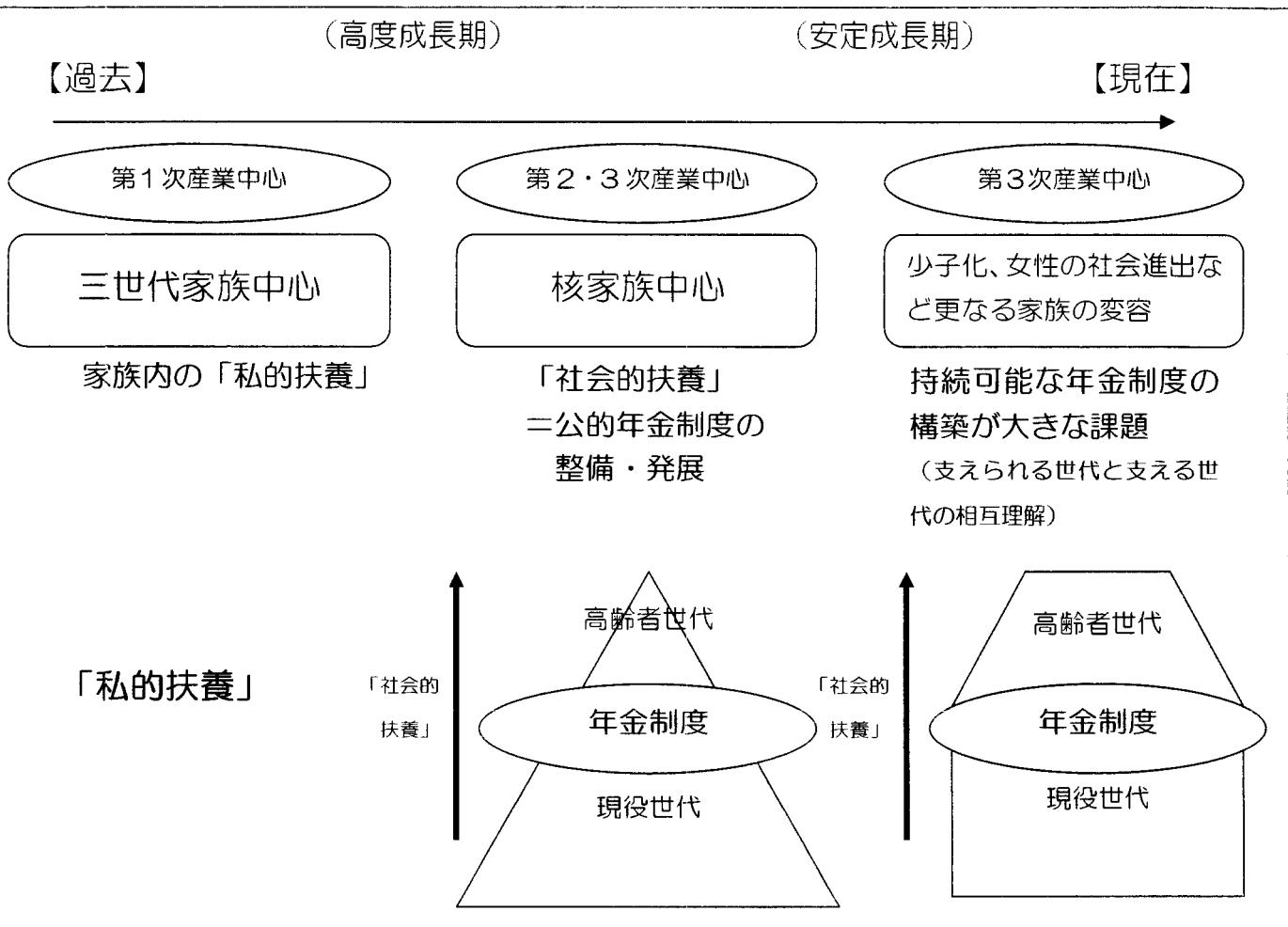
- 高齢者の生活の安心
- 現役世代の生活の安心



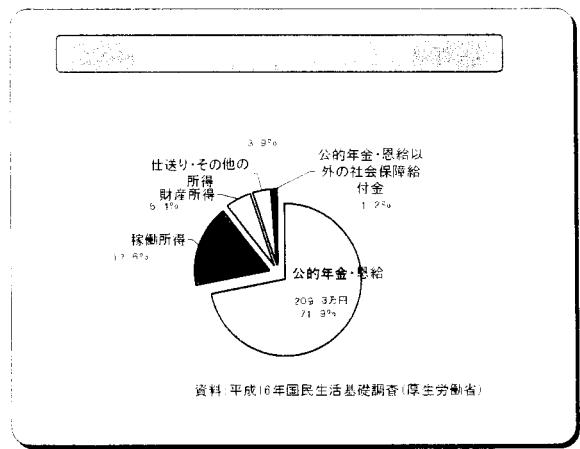
### もしも年金がなかったら

仮に、お子様が1人しかおられないご家族のお子様同士が結婚し、どちらのご両親とも年金がなければ、夫婦で4人分の仕送りが必要となり、ご両親の経済的な心配をしながら生活することになります。

年金があるから現役世代の生活も成り立っていると言えるのではないでしょか。そして、いずれ自分も誰かに支えてもらう時期が訪れます。年金制度は、このように社会的な世代間扶養の仕組みへの参加なのです。



対県民所得比上位7県		
都道府県名 (高齢化率)	対県民 所得比	対家計最終消費 支出比
山口県(22.9%)	12.6%	20.3%
島根県(25.5%)	12.6%	18.5%
岡山県(20.7%)	11.9%	19.0%
高知県(24.1%)	11.8%	15.9%
愛媛県(22.0%)	11.8%	18.6%
長崎県(21.4%)	11.7%	18.1%
和歌山県(21.8%)	11.5%	17.9%



# 年金とライフステージ

例えば・・・

20  
歳

22  
歳

28  
歳

第1号被保険者  
(自営業、学生等)

☆資格取得届  
(国民年金に加入  
→第1号)

【その他の届出】

☆住所変更届(引っ越し)

☆氏名変更届(結婚等)

第2号被保険者  
(会社員、公務員)

☆資格取得届(厚生年  
金又は共済年金)  
第1号→第2号

【事業主→社会保険事  
務所】

就  
職

結  
婚

第3号被保険者  
(会社員、公務員  
の被扶養配偶者)

☆種別変更届  
(第1・2号→第3号)  
【事業主→社会保険事  
務所】

年金制度は、それぞれのライフステージ  
の変化に応じて、さまざまな届出などが必要  
になります。

ご不明な点があれば、お気軽にお近くの  
社会保険事務所へお問い合わせください。

55  
歳

60  
歳

65  
歳

☆資格喪失届（海外転出）

60歳到達により  
資格喪失  
(届出不要)

退職

☆種別変更届  
第2号→第1号

【ご本人→市区町村】

配偶者が退職

退職  
☆資格喪失届  
【事業主→社会保険事務所】

○年金の裁定請求

○諸変更届

配偶者が退職

☆種別変更届  
第3号→第1号

【ご本人→市区町村】

60歳到達により  
資格喪失  
(届出不要)

# あなたとつながる、「ねんきんダイヤル」

「ねんきんダイヤル」は、あなたとつながる身近な相談窓口です。

全国どこからでも市内通話料金で利用できます。

年金請求などのご相談は・・・

**0570-05-1165** イイロウゴ

【受付時間】

午前8:30～午後5:00（土日祝日を除く）

※一般の固定電話からは、市内通話料金でご利用いただけます。

國民年金  
厚生年金

年金をお受けの方へ お問い合わせ 相談は

※電話がつながらない場合は、

最寄りの社会保険事務所を

ご利用ください。

**0570-07-1165**

【受付時間】

午前8:30～午後5:00（土日祝日を除く）

※一般の固定電話からは、市内通話料金でご利用いただけます。

年金のこと、もっと知りたい方は「社会保険庁ホームページ」へ → <http://www.sia.go.jp/>